

児童手当  
特例給付

に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書

銚子市長 越川 信一 様

私は、児童手当法第21条 第1項 第2項の規定に基づき、銚子市長から支給を受ける児童手当等（児童手当及び特例給付をいいます。以下同様です。）の額から、以下の費用につき未納が発生した場合、その費用を完納するまで当該児童手当等の支払期日をもって支払いに充てる旨を申し出ます。

なお、徴収する未納金は、原則として児童手当等の支払月の前々月分までのものとします。

徴収（支払）費用	徴収（支払）金額
放課後児童クラブ使用料	(月額) 円

令和 年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

受給者氏名 \_\_\_\_\_ 配偶者氏名 \_\_\_\_\_

児童の氏名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_